

業務部速報



No. 36

発行 23. 11. 13

JR東労組 業務部

申10号 現場第一の姿勢で組合員・社員の努力に報い、モチベーションと生活の維持・向上の実現を求める 年末手当に関する緊急再申し入れ提出！

11月10日、会社から「基準内賃金の2.65ヶ月分に50,000円を加えた額」の回答が示されました。JR東労組の要求から大きく乖離しているだけでなく、安全を第一とし業績の大幅回復を実現した組合員・社員の努力や実態、モチベーションや離職への危機感を受け止めた回答とは言えず、納得できません。職場からは「驚愕」「憤慨」「落胆」の声が噴出し、モチベーションが大きく低下しています。

交渉では、特に要員問題について悲痛な声を訴えてきました。また、各種施策や「融合と連携」により多能化が進み労働密度が高まり続け、「過去最高の働き度に賃金が追いついていない」ことや、そこに歴史的な物価高が拍車をかけ、物価上昇に賃金が追いつかない生活実態も訴えてきました。しかし会社は「受け止める」「感謝している」など回答するものの、「コロナ前の水準に戻らない」「東日本大震災の時と同様な上がり幅」といった姿勢を崩すことはありませんでした。

さらに、「覚悟を持った最大限の回答」「踏み込んだ回答」と終始する姿勢は、職場で苦勞した組合員・社員に報いる回答とは思えません。このままでは、どれだけ働いても期末手当の水準があがらず、「新たな定常状態」の考えのもと、コロナ前の年間6ヶ月以上の水準に戻らないのではとの危機感を持ちます。

組合員・社員からは「経営幹部は現場の苦闘を理解していない」「経営第一となっている」「社員への労いを感じない」「社員を大切にしていない」「社員の手当だけ戻さない姿勢ではないか」などの声が出されています。本部は、組合員・社員の努力に報い、モチベーションと生活の維持・向上のため、要求満額回答を強く求め、緊急に申し入れました！

《申し入れ項目》

1. 申7号2023年度年末手当に関する申し入れの回答を撤回し、2023年度年末手当を基準内賃金の3.7ヶ月とすること。
2. 回答については、2023年11月15日までとすること。

を求め明日
団体交渉を
行います！

本音をありのまま訴えられるのはJR東労組しかない！
組織強化・拡大で団結力を高め、立ち向かおう！